

ふれあい農園 ご利用の手引き

目次

- 1 区画を利用できる方……………P 2
- 2 利用期間・利用時間……………P 2
- 3 利用者同士の心得……………P 2
- 4 ふれあい農園の概要……………P 3
- 5 農園をきれいに保つために……………P 4
- 6 農園での耕作のしかた……………P 5
- 7 禁止事項と利用の取消……………P 5
- 8 使用料の納付……………P 6
- 9 利用の辞退……………P 6
- 10 原状回復するときの注意事項……………P 6



蓮田市マスコットキャラクターはすぴい

《お問い合わせ》

蓮田市役所 産業振興課

〒349-0193

蓮田市黒浜 2799-1

電話 048-768-3111 (内線 231)

この「利用のてびき」は、利用者の皆さんが楽しく、野菜などを作りながら、気持ち良く農園を利用していただけのように作成しています。

内容を良くお読みのうえ、記載されているルールを守って「近隣の方やほかの利用者に迷惑をかけない」ように利用しましょう。

1 区画を利用できる方

利用承認を受けた方と、その世帯員の方が利用できます。

- ① 蓮田市内に住所を有する方（住民登録している方）
- ② ほかの農園を利用していない方（公設に限る）
- ③ 区画等の除草及び清掃ができる方

⇒できるだけ多くの方にご利用いただくため、ご利用は1世帯（家族）で1区画とさせていただきます。

2 利用期間・利用時間

(1)利用期間は、利用承認書に記載されている期間です。

⇒ただし、利用期間内であっても、市や土地所有者の特別な都合により、農園を休止・廃止する場合があります。あらかじめご了承ください。

(2)利用時間は、「日の出」から「日の入り」までです。

⇒時間にかかわらず、園内では話し声や物音で近隣の方の迷惑にならないよう注意してください。

3 利用者同士の心得

(1)園内では、お互いに挨拶を交わしましょう。

⇒日常的に挨拶を交わし、コミュニティを形成することで、不審者の侵入を抑制し、資材や野菜などの盗難を未然に防止することができます。

⇒同じく、夏場の1人作業は熱中症など、体調変化の危険性が高まります。お互いに声を掛け合い、園内での体調管理に気をつけましょう。

4 ふれあい農園の概要

名 称	閨戸ふれあい農園	川島ふれあい農園	
所在地	大字閨戸字曾根2220 ほか	大字川島字外野192ほか	
区画面積	約50㎡	約30㎡	約50㎡
区画数	101区画	45区画	9区画
使用料（年額）	7,000円	4,200円	7,000円

(1) 閨戸ふれあい農園

① 駐車場：

園内に駐車場はありません。パルシー第3駐車場をご利用ください。

② 農業用水：

園内に水栓があります。貸出時に水栓ハンドルを貸与します。

紛失した場合には、ホームセンター等で同等のものを求めいただくか、市役所農政課にて再貸与（有料）を受けてください。なお、ハンドルは解約時に返却していただきます。

(2) 川島ふれあい農園

① 駐車場：

園内に駐車場はありません。園内の共用地を資材搬入などの際にやむを得ず一時的に使用、停車する場合には、車両の一部が道路側にはみ出ることがないように十分注意してください。

⇒車道側にはみ出てしまうと、道路交通法上の規制対象として指導の対象となります。また、通行車両や歩行者の迷惑となってしまいます。

⇒農園敷地は全て農地です。車の乗り入れにより園内の土が踏み固められ、畑に戻すことが困難となる、沈下により水たまりが生じやすくなるなどの弊害がありますので、乗り入れは十分に注意して行ってください。

② 農業用水：

園内に手漕ぎ式の井戸があります。共用の設備となりますので、大切に使用してください。

(3) 両農園の共通事項

- ①自転車は、通路や周辺道路には置かないでください。
- ②他の利用者や近隣住民の迷惑となるような、騒音・振動・臭い等を出さないでください。
- ③農園施設等に損害を与えた場合は、賠償していただくことがあります。
- ④市は利用承認の取消しによる作物等の補償、天災、病害虫及び盗難等により生じた損害、並びに農園内で発生した事故等の責任は負いません。
⇒農具などの金属類は盗難が心配されますので、その都度持ち帰るなど、自己管理の徹底をお願いします。
- ⑤農業用水は地下水ですので、畑にまく、手を洗うなどの目的以外で使わないでください。飲用することはできません。
- ⑥園内の設備に不具合を感じたら、速やかにご連絡ください。
- ⑦住所や電話番号などが変わった時には連絡してください。

5 農園をきれいに保つために

- (1)利用している区画及び区画周辺の雑草は、速やかに除草してください。
⇒雑草を繁茂させると、病害虫の発生原因となり、付近の区画を利用している方や農園の近隣の方の迷惑となります。特に夏場は、回数を増やすなど、頻繁に除草してください。
- (2)ごみ、野菜くず及び雑草は、園内に捨てたり、埋めたりしないで、自宅へ持ち帰って適切に処分してください。
⇒ごみ、野菜くず及び雑草などを園内に放置すると、悪臭などの発生原因になるだけでなく、鳥獣害を誘発する原因となりますので必ず撤去処分してください。
- (3)通路や共用地には、個人の農具や資材、野菜くず、除草した雑草、椅子などを置かないでください。また、植物や樹木を植えないでください。
⇒通路や共用地に物があつたり、植物や樹木が植えられていると除草作業などの妨げとなります。障害物等により除草作業ができなかった場所は原因者による作業をお願いします。

6 農園での耕作のしかた

(1)農園では、果樹、花木、ハーブ類、宿根草（球根）などの樹木及び永年生植物（多年生植物）は栽培できません。

⇒樹木は根張りが強く、耕作地を固めて、撤去が困難となります。同じくハーブ類は繁殖力が旺盛で他の区画への拡散が心配されます。

宿根草（球根）については、撤去後も球根が土中に残る可能性があり、次の耕作者の迷惑となるため禁止としています。

(3)種まきや苗を植える時は、区画境界から 30 cm程度内側に植え、隣の区画や通路などにはみ出さないように注意してください。

(4)支柱やネットを使う作物や、背が高くなる作物を栽培する時は、区画中心で栽培するなど、外の区画の迷惑にならないよう注意してください。

⇒高すぎる支柱や作物は、外の区画が日陰になったり、台風の強風などで倒れる場合がありますので注意してください。

(5)肥料等は、なるべく臭いが生じないものを使用してください。

⇒臭いが風に乗って流れることで、地域のご迷惑となることがあります。

(6)防虫ネットなどを利用し、農薬の使用は控えてください。

⇒やむを得ずに農薬を使用するときは、必ず使用基準・使用方法を守り、適正かつ安全に使用してください。

7 禁止事項と利用の取消

農園では以下の行為は禁止されています。いずれかに該当するときは、利用の承認を取り消しする場合があります。

(1)土地の形質を変更し、工作物や囲いなどを設置したとき。

(2)営利を目的として利用していると認められるとき。

(3)適切な耕作、又は利用区画の管理をしていないとき。

(4)農園利用に必要なもの（プランター、植木鉢、ブロック、石、必要以上の資材など）を搬入したとき。

(5)利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。

⇒取消を通知された場合は、すみやかに原状回復していただきます。

8 使用料の納付

- (1)使用料は、年度毎に一括前払いとなっています。
- (2)年度途中で利用を辞退した場合、又は利用承認の取消しとなった場合、既に納付した使用料は、返金できません。但し、休廃園等、市の都合で区画の全部を利用できなくなった場合は、利用できない期間分の使用料を返金します。

9 利用の辞退

利用期間の満了前に利用を辞退するときには、利用区画の作物や資材、雑草などを片付けてから辞退届を提出してください。利用辞退届受理後、市職員が区画を確認し、特に問題がなければ終了となります。

なお、利用の辞退を申し出ていても、辞退届を提出するまでは利用料の支払いや区画の除草をお願いすることになりますので、区画の片付けなどが終わりましたら、すみやかに辞退届を提出してください。

10 原状回復するときの注意事項

- (1)利用を終了するときには、利用区画を片付けて更地に戻し原状回復してください。
- (2)利用期間満了前の、市や土地所有者の都合による農園の休止・廃止の場合でも、利用区画は原状回復してください。また、野菜等の栽培途中でも、栽培を中止して作物等を片付けてください。
- (3)原状回復にあたっては、次の点を必ず守ってください。
 - ①作物や資材、雑草などを片付けて更地に戻してください。
 - ②片付けで発生した資材や雑草などのゴミは、区画内や通路、共用地などに置かずに、必ず自宅に持ち帰って処分してください。
 - ③マルチシートや草、ゴミなどは絶対に畑の中に埋めないでください。

ご協力
よろしくお願いいたします。



蓮田市マスコットキャラクターはすびい